

「平成27年度 県の予算・制度に関する要望」について

平成27年度の県の予算編成に向けて、本市の将来にとって特に重要な施策に係る県の予算・制度に関する要望項目をとりまとめ、「平成27年度 県の予算・制度に関する要望書」として作成し、神奈川県への要望を行いましたので、お知らせします。

1 要望日

12月9日(火)

2 要望内容

別添「平成27年度 県の予算・制度に関する要望書」のとおり



平成27年度
県の予算・制度に関する要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市は、平成22年4月に政令指定都市に移行し、より主体的で自立的な行財政運営を進めるとともに、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、防災をはじめ、福祉や医療、教育の充実、産業集積や雇用創出、環境保全など幅広い分野において、市民サービスの向上を図り、「人や企業に選ばれる都市づくり」に取り組んでいます。

現在、わが国では、急激な少子高齢社会の進行への対応など多くの困難な課題に直面しております。加えて、欧州の政治、経済危機やアジアを中心とした新興国の成長鈍化などにより、世界経済の先行きは依然として不透明な情勢が続いております。

このような状況の中、本市においては、市民の福祉や生活向上に寄与する事業について、県と綿密な連携を図りながら取り組んでまいりました。しかし、これらの事業を推進するに当たっては、これまでも増して、神奈川県との御支援が是非とも必要になります。

つきましては、県においても厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、平成27年度の県予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項につきまして、御支援、御協力をお願い申し上げます。

平成26年12月

相模原市長 加山俊夫

目 次

【政策局】	2
1 県から指定都市への事務権限の移譲【継続】	2
【総務局】	3
2 県単独補助事業における格差是正等【継続】	3
【安全防災局】	4
3 自転車交通安全対策【継続】	4
【県民局】	6
4 パスポートセンターの機能充実【継続】	6
【環境農政局】	8
5 野生鳥獣被害対策について【継続】	8
【環境農政局、企業庁】	9
6 相模湖・津久井湖周辺斜面地の崩落対策【一部新規】	9
【保健福祉局】	10
7 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】	10
8 山間部における簡易水道統合整備事業【継続】	11
【県土整備局】	12
9 広域交通網の整備への積極的な支援【一部新規】	12
10 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】	14
11 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の拡大区域の整備促進【新規】	15
12 二級河川境川の改修と流域水害対策計画【継続】	17
【県土整備局、政策局】	18
13 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【一部新規】	18
【教育局】	20
14 教職員定数の改善等【継続】	20
【警察本部】	21
15 警察の機能充実【継続】	21
16 通学路における安全対策の実施【継続】	23

【政策局】

1 県から指定都市への事務権限の移譲【継続】

政策局 自治振興部 広域連携課

【要望事項】

- 1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第4次一括法による県費負担教職員の給与負担事務の移譲については、円滑な移譲に向け連携して取組を進めること。
- 2 事務移譲に伴い新たに指定都市に生じる財政負担については、基幹税による税源移譲を基本に適切な財政措置を確実に講じる必要があり、その実現に向けた取組を進めること。

【要望の説明】

平成29年度までの限られた時間で、県・関係機関との協議・調整を行い、人事・給与システムの整備をした上で県からの必要情報をセットし、円滑な事務移管をすることが必要となりますが、現状では財政中立を訴える道府県及び指定都市に対し、国は明確な動きを見せていません。よって、引き続き道府県及び指定都市で国に対する協調した取組はぜひとも必要であると考え、特に以下の2点を強く要望します。

(1) 県費負担教職員の給与負担事務の移譲に関する取組について

平成25年11月14日に合意がなされた県費負担教職員の給与負担事務の移譲については、教職員の定数及び給与事務等に関する具体的な情報交換を行うなど、平成29年度を目途とした移譲に向け、県市間で連携して取組を進めるよう要望します。

また、基準財政需要額に係る地方財政計画上の単価と交付税単価の乖離の是正など、地方財政措置のあり方について、国に対して要望を行うなど、県市で協調した取組を進めるよう要望します。

(2) 事務移譲に伴う新たな財政負担に対する取組について

事務移譲に伴い新たに指定都市に生じる財政負担については、税源移譲を基本に適切な財政措置を確実に講じる必要があり、その実現に向けた取組を進めるよう要望します。

【要望の担当】

企画財政局財務部財務課長	矢部 祐介	042-769-8216
教育局学校教育部教職員課長	二宮 昭夫	042-769-8279

【総務局】

2 県単独補助事業における格差是正等【継続】

総務局 組織人材部 行政改革課
財政部 財政課

【要望事項】

- 1 県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差があるものについては、速やかに格差是正を図るなど、他の市町村と同様に県税を納税している市民の理解と納得を得られる制度を構築すること。
- 2 市町村・団体補助金について、県の責任において補助制度・実質交付額を維持すること。
- 3 県有施設について、設置した経緯を踏まえるなど、今後も県の責任において管理運営を行うこと。

【要望の説明】

(1) 県単独補助事業における格差是正等について

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差があるものについては、速やかに格差是正を図るなど、他の市町村と同様に県税を納税している市民の理解と納得を得られる制度を構築するよう要望します。

(2) 市町村・団体補助金について

平成25年度で解散した緊急財政対策本部から行政改革推進本部が引き継いで実施している市町村・団体補助金の見直しに際しては、県が補助制度を設置した経緯や県としての責任・役割・存在意義を踏まえ、県が必要な施策として補助金を交付してきたことや、見直しがされた場合の市民生活や本市財政への影響も極めて重大なことから、県の責任において補助制度を維持するよう要望します。

平成26年度において一部の補助金が市町村推進事業交付金に集約されましたが、将来の交付額削減は事業への影響が重大であることから、引き続き従来どおりの交付額を確保するよう要望します。

(3) 県有施設について

行政改革推進本部が実施している県有施設の見直しに際しては、施設を設置した経緯を踏まえ、県が県民のために必要があると判断して設置した施設であることから、県有施設については、今後も県の責任において管理運営を行うよう要望します。

また、廃止等の検討を行う場合には、利用状況や利用実態、市民からの意見・要望等を踏まえた上で市民や利用者への影響の大きさ等を十分に考慮し、市民生活に影響が生じることのないよう要望します。

【要望の担当】

企画財政局企画部企画政策課長	小林 輝明	042-769-8203
企画財政局財務部財務課長	矢部 祐介	042-769-8216

【安全防災局】

3 自転車交通安全対策【継続】

安全防災局 安全安心部 くらし安全交通課

【要望事項】

- 1 自転車の安全対策について、関係機関・団体の連携をより一層強め、各団体の責任や役割分担に基づき効果的な対策が講じられるよう、これまで以上に先導的な役割を果たすこと。
- 2 道路交通法の改正を踏まえ、違反者への指導強化を図るとともに、学校や地域における講習機会の義務付けや内容の充実などによるルール遵守につながる取組を、これまで以上に行うこと。
- 3 自転車の点検整備に伴い保険に加入できるTSマーク制度の更なる普及など、自転車利用者の保険加入に向けた施策を実施すること。

【要望の説明】

(1) 県・警察・市・地域が一体となった対策のより一層の推進

本市は、全交通事故件数に占める自転車事故の割合が高く、3区とも自転車交通事故多発地域に指定されており、今後、高齢化が進む中で、人にやさしい安全で安心なまちづくりが求められている中、抜本的な自転車対策が必要です。

自転車の安全対策については、これまでも関係機関・団体が様々な対策に取り組んでおり、県警が実施した自転車一方通行規制等は、事故防止に一定の効果をあげているところですが、自転車事故の占める割合は依然として高い状況です。関係機関・団体の連携をより一層強め、各団体の責任や役割分担に基づき効果的な対策が講じられるよう、これまで以上に先導的な役割を果たされるよう要望します。

(2) ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

平成25年6月から道路交通法が一部改正され、ルールを守らない自転車運転者への罰則が強化されました。

市でも、市民への普及啓発活動に積極的に取り組んでいますが、この改正を踏まえ、違反者への指導強化を図られるよう要望します。

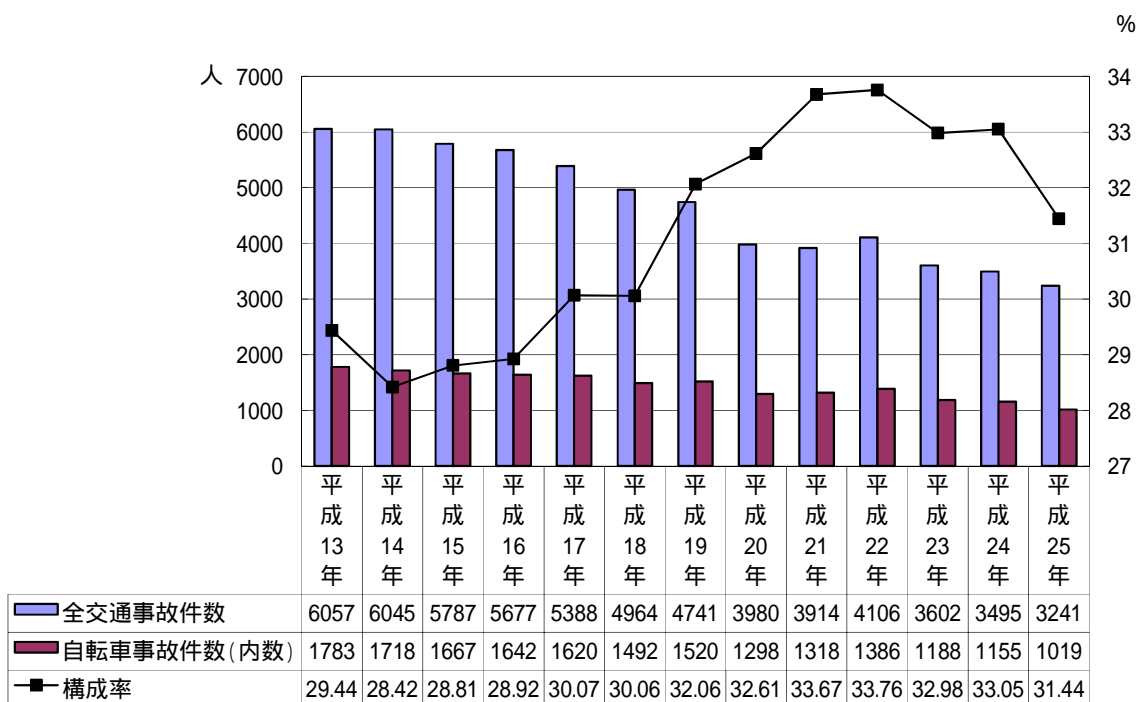
また、学校や地域における講習機会の義務付けや内容の充実などによるルール遵守につながる取組を、これまで以上に行うよう要望します。

(3) 自転車事故による賠償の仕組みづくりについて

近年、自転車事故で多額の損害賠償金が発生するケースがあります。現状では、加害者が未成年者の場合など、被害者も十分な補償を得ることができないことが想定され、また、加害者本人の将来にも影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、全ての自転車運転者に責任と自覚を促すとともに、自転車の安全な利用を促進し自転車事故の防止を図るため、自転車点検整備に伴い保険に加入できるTSマーク制度の更なる普及など、自転車利用者の保険加入に向けた施策の実施について要望します。

図表 1 - 1 自転車交通事故件数の推移



【要望の担当課】

市民局生活安全課長	榎本 哲也	042-769-8229
-----------	-------	--------------

【県民局】

4 パスポートセンターの機能充実【継続】

県民局 暮らし県民部 国際課

【要望事項】

神奈川県内の全てのパスポートセンターにおいて、全ての県民の利用を可能とすること。

【要望の説明】

平成24年度以降、神奈川県では、県から市町への権限移譲により、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町が運営する湘南パスポートセンター、相模原市が運営する相模大野パスポートセンター、橋本パスポートセンターが開設されております。

これらのパスポートセンターでは、県からの権限移譲が行われた市町にお住まいの方のみ、パスポート発給の申請受付・交付をしています。現状、本市のパスポートセンターでも、相模原市民のみ利用可能となっておりますが、利用することのできない周辺自治体の住民の方が、ほぼ毎日、申請のために本市のパスポートセンターに訪れて来られます。来られた方には、利用できない旨のご説明を差し上げ、申請書の記入方法や利用できるパスポートセンターの場所等をご案内しています。

一定の財源措置を講じることにより、県民が県内の全てのパスポートセンターを利用することができれば、さらなる利便性の向上につながると考えます。

また、静岡県においては、県からの権限移譲により静岡県内全市町に旅券窓口を設置し、パスポートの申請及び受取は当該市町住民だけでなく、全ての県民が利用可能となっております。

こうしたことから、神奈川県が主体となり移譲先の市町村における旅券発給事務の対象者の範囲拡大を行い、県内のパスポートセンターにおいて、全ての県民の利用を可能とするよう要望します。

図表1 - 2 本市における平成25年度パスポートセンター取扱件数

相模大野パスポートセンター				橋本パスポートセンター				合計（相模大野+橋本）			
月	申請	交付	申請+ 交付	月	申請	交付	申請+ 交付	月	申請	交付	申請+ 交付
4月	1,499	1,502	3,001	4月	-	-	-	4月	1,499	1,502	3,001
5月	1,454	1,396	2,850	5月	-	-	-	5月	1,454	1,396	2,850
6月	842	1,143	1,985	6月	1,090	661	1,751	6月	1,932	1,804	3,736
7月	1,000	967	1,967	7月	1,174	1,023	2,197	7月	2,174	1,990	4,164
8月	965	988	1,953	8月	1,064	1,074	2,138	8月	2,029	2,062	4,091
9月	671	738	1,409	9月	671	761	1,432	9月	1,342	1,499	2,841
10月	667	782	1,449	10月	751	810	1,561	10月	1,418	1,592	3,010
11月	594	534	1,128	11月	646	640	1,286	11月	1,240	1,174	2,414
12月	753	685	1,438	12月	933	706	1,639	12月	1,686	1,391	3,077
1月	1,041	951	1,992	1月	1,076	1,108	2,184	1月	2,117	2,059	4,176
2月	767	800	1,567	2月	812	867	1,679	2月	1,579	1,667	3,246
3月	816	799	1,615	3月	898	866	1,764	3月	1,714	1,665	3,379
合計	11,069	11,285	22,354	合計	9,115	8,516	17,631	合計	20,184	19,801	39,985

橋本パスポートセンターは6月より開設のため、4月、5月の実績は無い

【要望の担当課】

市民局区政支援課長 石井 光行 042-769-9814

【環境農政局】

5 野生鳥獣被害対策について【継続】

環境農政局 水・緑部 自然環境保全課

【要望事項】

特定鳥獣保護管理計画に基づく、県独自の鳥獣被害対策について、引き続き着実に推進すること。

【要望の説明】

平成24年3月に策定された、神奈川県第3次特定鳥獣保護管理計画では、県の取組として、市町村が実施する被害防除対策への技術的・財政的支援が明記されているとともに、被害防除対策を強化し「地域個体群の安定的な維持」、「農林業被害の軽減」、「生活被害・人身被害の根絶」を目標として積極的な対策を実施することとしております。

このような中、平成26年4月に環境省・農林水産省から発表された「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、加害群の状況に応じ全頭捕獲や加害群の個体数削減などの捕獲を進め、10年後（平成35年度）までに加害群の数を半減させることを目指しており、捕獲事業の強化としては市町村による捕獲の強化と都道府県による捕獲の強化及び支援が欠かせない取組となっております。

野生鳥獣対策は野生鳥獣の生態上その行動域が近隣自治体にまたがる事もあるため、市町村ごとの対応では限界があり、ニホンザルによる被害は増大する一方であることから、加害群の全頭捕獲や個体数削減に向けて、県が事業主体となった効果的な捕獲等被害防除対策を引き続き着実に実施されることを要望します。

【要望の担当】

環境経済局経済部津久井地域経済課長 若林 徹 042-780-1416

【県央地域県政総合センター、環境農政局】

6 相模湖・津久井湖周辺斜面地の崩落対策【一部新規】

県央地域県政総合センター 農政部 森林土木課
環境農政局 水・緑部 水源環境保全課

【要望事項】

- 1 相模湖・津久井湖周辺の斜面地の崩落箇所に対し、治山工事の予算の確保及び速やかな対応を積極的に講ずること。
- 2 次期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に位置付けること。

【要望の説明】

(1) 治山工事の予算の確保及び速やかな対応

相模湖・津久井湖周辺の斜面地は、急峻なため、風雨（台風、大風、大雨）により、宅地や畑、墓地近くまで、崩落が進んでおり、住民の生命、安全・安心な生活が脅かされている状況となっている。

また、相模湖・津久井湖は、県民の水がめは基より、京浜工業地帯の電力供給など、産業の発展に大きく寄与しているところであります。

昨年、相模原市、湖を管理する企業庁、治山及び治水の担当部局を構成員とする「相模湖・津久井湖湖岸崩落に関する神奈川県・相模原市行政連絡会議」が設置され、湖岸崩落に関しての対応を調整する取組みが行われております。

しかしながら、崩落箇所を復旧するには、多額の費用と長い期間を要することから、住民の不安を早期に解消するため、治山工事の予算を確保し、速やかに施工することとを要望します。

(2) 次期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に位置付け

相模湖・津久井湖周辺の斜面地の崩落対策を新たに、次期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に水源地を守る事業として位置付けるよう要望します。

【要望の担当】

環境経済局経済部津久井地域経済課長 若林 徹 042-780-1416

【保健福祉局】

7 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】

保健福祉局 福祉部 障害福祉課

【要望事項】

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、現在は市単独で助成を行っている、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院に対し、拡充を図ること。

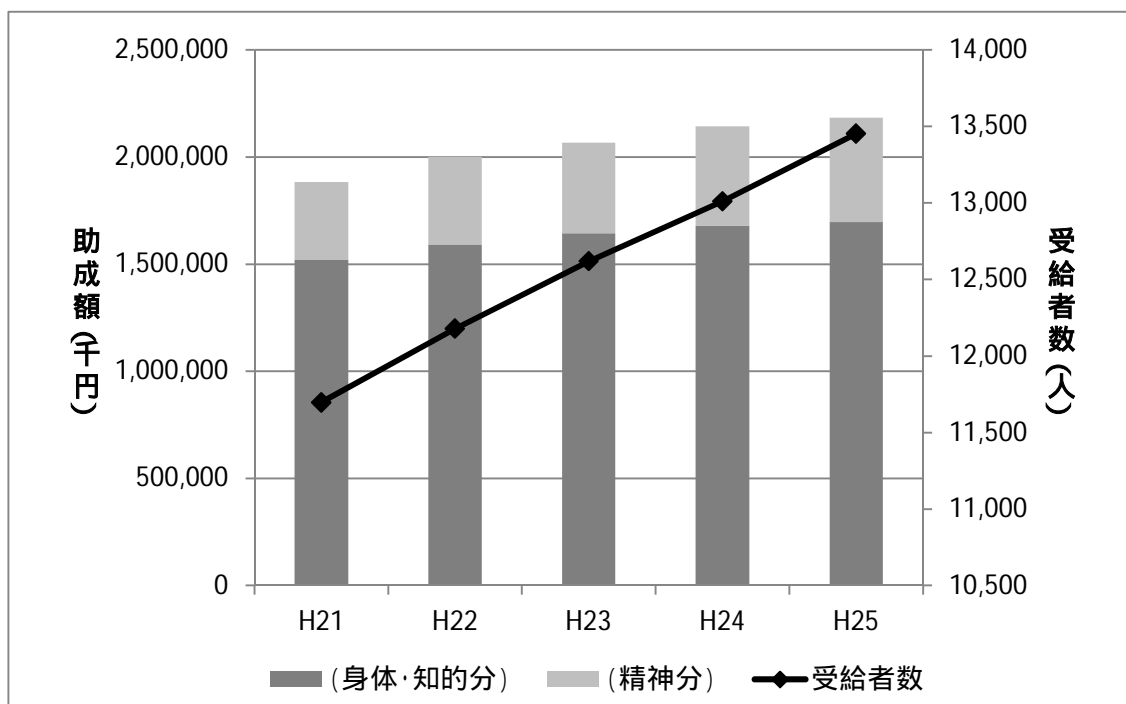
【要望の説明】

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度については、平成24年度から対象範囲を拡大し、精神障害者保健福祉手帳1級の通院が新たな補助対象となりました。

本市では、これまでも県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて市単独で助成を行い、障害がある方の経済的負担の軽減を図っております。

県内においては、14市町で入院を含めた助成を行い、7市町で2級の方も助成対象としている現状から、精神障害者が安定した生活を送るための対象者の拡大の必要性は高く、県の補助制度の拡充を図るよう要望します。

図表1-3 重度障害者医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 大貫 末広 042-769-9230

8 山間部における簡易水道統合整備事業【継続】

保健福祉局 生活衛生部 環境衛生課

【要望事項】

市営簡易水道への統合整備を早期に図り、簡易水道統合整備に対する補助率の嵩上げなどの財源確保を図ること。

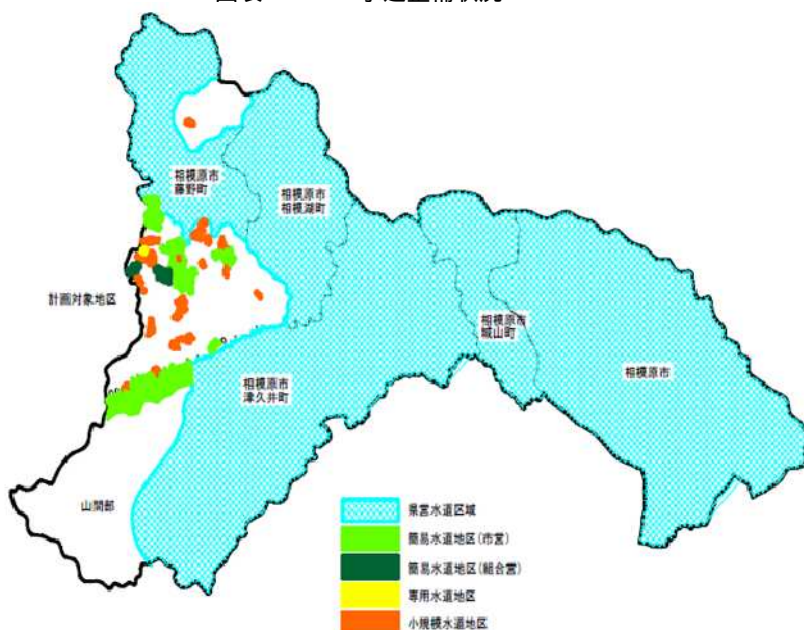
【要望の説明】

本市の99.8%（人口比）が県営水道により給水されているものの、旧藤野町地域などの山間部は現在でも簡易水道や小規模水道による給水が行われています。これらの施設は水源枯渇による水量不足や施設の老朽化が進んでいることから、将来の県営水道化等広域化に向け、市営簡易水道への統合整備を早期に図る必要があります。

簡易水道等施設整備費国庫補助金（簡易水道等再編推進事業）の補助率（本市：1/3）については、各市町村の整備計画、財政力指数、単位管延長により定められ、補助率の嵩上げ等実現していない状況です。

安全・安心な水を安定的に供給するため、簡易水道統合整備事業に対する補助率の嵩上げなどの財源確保を図ることを国へ働きかけるよう要望します。

図表 1 - 4 水道整備状況



【要望の担当】

都市建設局土木部津久井土木事務所長

田野倉 伸一

042-780-1419

【県土整備局】

9 広域交通網の整備への積極的な支援【一部新規】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

- 1 リニア中央新幹線の早期建設に向け、地元窓口としての役割を果たすとともに、県の「北のゲート」の形成及び施設建設により影響を受ける地域への対策について、本市と連携して主体的な取組を進めること。
- 2 小田急多摩線の延伸について、神奈川県においても、国、鉄道事業者等へ事業促進を働きかけること。また、「田名地区を經由し、愛川・厚木方面への延伸」についても、県の計画において位置付けるとともに、国の計画へ位置付けられるよう働きかけること。
- 3 JR相模線について、単線で低い輸送力を抜本的に改善するため、行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備を進め、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むこと。また、沿線地域の発展と利便性の向上のため、（仮称）作の口駅及び（仮称）磯部駅の設置の早期実現を促進すること。

【要望の説明】

(1) リニア中央新幹線の早期建設に向けた対応と県の「北のゲート」にふさわしいまちづくりの推進について

現在、全国新幹線鉄道整備法に基づく手続きが進められているリニア中央新幹線について、JR東海が示した地元自治体に求める役割に対する対応等、リニア中央新幹線の早期建設に向け、地元窓口としての役割を果たされることを要望します。

特に、車両基地や変電施設の建設、水枯れなどにより生活に影響を受ける地域への対策については、本市と連携を図りながら主体的な取組を進めることを要望します。

また、リニア中央新幹線駅は産業・経済・文化等、様々な分野において県全体の発展に資するものであることから、駅周辺のまちづくりにつきましては、県の北のゲートの形成に向けて、本市と連携して主体的な取組を進めることを要望します。

(2) 小田急多摩線延伸事業に関する支援

小田急多摩線の延伸について、平成24年度からは、学識経験者、国、東京都、神奈川県、町田市、相模原市、鉄道事業者等の関係機関による「小田急多摩線延伸計画に関する研究会」を設置し、検討の深度化を図り、検討結果をとりまとめました。この検討結果を踏まえ、平成26年5月に町田市・相模原市の両市で平成39年までの延伸の実現を目指し取組を進める覚書を取り交わしました。

さらに、平成26年9月には相模総合補給廠の一部約15ヘクタールのほか、鉄道及び道路用地として約2ヘクタールの土地が米国政府から日本国政府へ返還されたことにより、延伸にあたっての大きな課題の一つが解消され、延伸の実現可能性が高まったところであります。

今後、延伸の実現に向けては、関係機関の合意形成が重要であることから、神奈川県においても、国、鉄道事業者等へ事業促進を働きかけることを要望します。

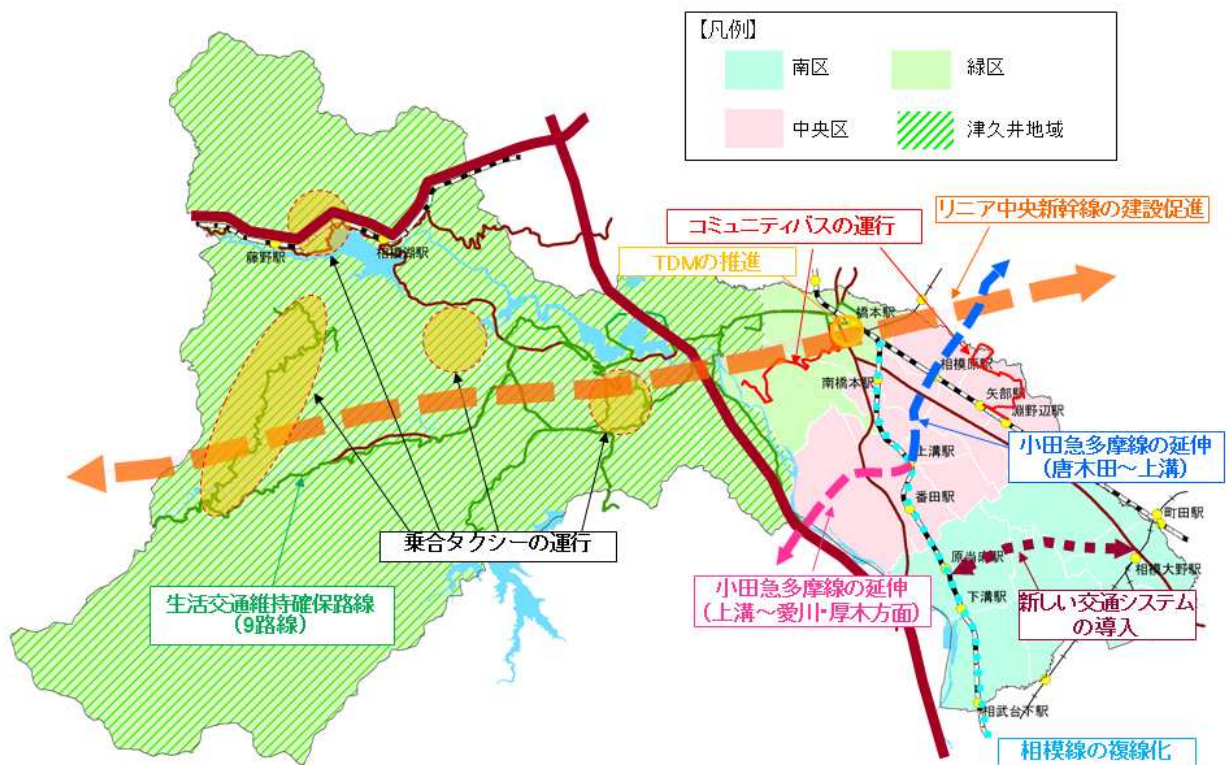
また、本市では、「田名地区を經由し、愛川・厚木方面への延伸」についても都市計画マスタープランで位置付け、更なる延伸に向けて必要な検討調査を進めているところであり、新たな広域公共交通網の実現の観点から、県の計画において位置付けるとともに、国の計画へ位置付けられるよう働きかけることを要望します。

(3) JR相模線の複線化及び新駅設置の早期実現の促進

JR相模線は、神奈川県内の南北の2つのゲート（東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線駅）を結ぶ交通軸として重要な路線です。リニア中央新幹線については、橋本駅付近に駅が設置されることになっており、また、10月には工事実施計画が認可されるなど、工事着手に向けた手続きが進んでおり、これに伴い、東海道新幹線新駅の設置の可能性が高まるなど、相模線を取り巻く環境は劇的に変化していることから、単線で低い輸送力を抜本的に改善するため、行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備を進め、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むよう、要望します。

また、沿線地域の発展と利便性の向上のため、(仮称)作の口駅及び(仮称)磯部駅の設置の早期実現を促進するよう、要望します。

図表1-5 本市の主な交通施策



【要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部リニアまちづくり課長	小池 稔	042-707-7047
都市建設局まちづくり計画部交通政策課長	井熊 直人	042-769-8249

10 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度について、従前の県補助制度と同様に、県が主体的に関与し生活交通の確保に取組み、補助制度の維持・充実を図るとともに、国庫補助制度との合併市町村に関する取扱いの整合を図り、地域の实情に配慮した運用を行い、補助要件の緩和など制度の充実を図り、市民生活への影響を及ぼさないよう財政等を理由とした減額措置を講じず、必要な予算の確保に努め、補助制度の維持を図ること。

【要望の説明】

平成23年度から国が「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」の運用を開始したことに伴い、県においては、「神奈川県バス運行対策費補助制度」と「神奈川県広域的幹線的路線バス運行対策費補助制度」を廃止し、平成24年度から「神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度」を創設しました。

広域的幹線的な路線については、現行の国の補助制度においても、地域間幹線系統に対する補助は都道府県協議会等が定めた計画に確保又は維持が必要な路線として記載されることが求められていることから、今後も引き続き県が主体的に関与し、補助制度の維持・充実を図ることを要望します。

特に、同制度において、地域間幹線系統の補助事業の基準のうち、「複数市町村にまたがるもの。」の成否について、国は「平成13年3月31日時点」としているのに対し、県は「平成15年3月31日時点」の状態としており、さらに、県は「平成15年4月1日以降に市町村合併が行われた場合の単一市町村を運行するものとして、新たに補助金を受けようとする路線はこの限りではない。」とし、対象から除外して国より厳しい基準となっていることから、国庫補助制度との合併市町村に関する取扱いの整合を図り、地域の实情に配慮した補助要件の緩和による、さらなる制度の充実を要望します。

また、現在、国・県の補助制度を活用している路線について、県は、財政等を理由として補助金額の減額を検討していますが、その減額分を県に代わり市や事業者が負担することは本市の財政を圧迫するとともに、事業者の健全な経営の支障となりうることから、現状の運行本数を維持できず、減便等によるサービスの低下につながり、住民の生活に大きな影響を与えるため、県が主体的に関与する意味においても必要な予算の確保に努め現状の補助金額を維持するよう要望します。

【要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部交通政策課長 井熊 直人 042-769-8249

1 1 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の拡大区域の整備促進【新規】

県土整備局 都市部 都市公園課

【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、早期の整備とともに、臨時ヘリポート等の広域防災拠点機能を備えたものとするよう要望するもの。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、圏央道や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置しており、特に、今後の整備が予定されている拡大区域は、平坦で広いスペースを有することから、津久井地域の豊かな自然を生かした市民・県民の更なる憩いの場としてだけでなく、大規模災害時には、広域的な災害対応を担うことができるポテンシャルを有していると考えます。

また、県におかれては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点との考え方が示されております。

このため、当該公園の拡大予定エリアを含む全域の早期開園とともに、その整備に当たり、大規模災害時を想定した、ヘリコプターの離発着や応急物資等の集約、運搬などの広域防災拠点機能を付加するよう要望します。

図表 1 - 6 県立津久井湖城山公園 ゾーニング図



【要望の担当】

危機管理局危機管理課長	高梨 邦彦	042-769-8208
環境経済局環境共生部公園課長	岸野 晴幸	042-769-8243

1 2 二級河川境川の改修と流域水害対策計画【継続】

県土整備局 河川下水道部 河川課

【要望事項】

二級河川境川について、本市の下水道整備計画との整合を図り、県管理区間全体を、下水道計画の時間降雨51mmに対応する改修整備を早期に行うとともに、流域水害対策計画の策定に当たっては十分な調整を図ること。

【要望の説明】

本市では、下水道整備計画に基づき、計画降雨を時間51mm（5年確率）として浸水被害の解消に向けた雨水管の整備に取り組んでおります。

境川では、根岸橋から上流を神奈川県管理、下流を東京都管理として整備を進めてきましたが、東京都管理区間は概ね50mm対応で整備が完了しております。

しかしながら、雨水の放流先となっている境川の神奈川県管理区間については、河口の一部を除き時間降雨30mm対応の整備となっており、雨水の流出が抑制されています。流出できない雨水が道路側溝等から溢れ出て浸水被害が発生する危険性が高くなっております。

このため、神奈川県においては、現状における未整備区間での河川の氾濫も発生していることから、早急に境川の整備計画を策定して計画的な改修を進めていただくとともに、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」の策定に当たっては、流域市と十分な調整を図っていただくよう要望します。

図表1-7 境川への放流吐け口



【要望の担当】

都市建設局土木部下水道経営課長 河西 龍二 042-769-8376

【県土整備局、政策局】

1 3 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【一部新規】

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課
政策局 財政部 予算調整課

【要望事項】

- 1 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策（抜本的な防ぎよ対策工事等）の更なる推進を図ること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助金交付制度を新設すること。
- 3 震災復興に関する税制措置（地方分）の配分について、県全体のバランス等に配慮すること。

【要望の説明】

(1) 土砂災害対策におけるハード対策事業の推進

県は土砂災害への対策として土石流危険渓流の抽出や急傾斜地崩壊危険箇所の点検等を行い、土砂災害危険箇所として把握し、「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていること承知しています。

近年、長野県や広島県などにおいて、「土石流」や「急傾斜地の崩壊」により甚大な被害が発生しており、本市にも土砂災害のおそれのある土砂災害危険箇所が多数存在していますが、施設の整備水準は低く、早急な整備を実施する必要があります。土砂災害対策におけるハード対策の推進を要望します。

また、平成12年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、緑区の一部地域で「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が指定され、土砂災害のおそれのある区域がより明確にされたところであります。

特に「土砂災害特別警戒区域」では土石等の移動等により建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、早急な対策工事の実施による施設整備の推進を要望します。

(2) 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助制度の新設

一方、この対策工事が施工されると県知事は「土砂災害特別警戒区域」の指定を解除することが可能となりますが、それまでの間に「土砂災害特別警戒区域」内で住宅の建替等を行う必要が生じた場合、一般的な住宅よりも壁や基礎を強化するなどの構造規制に対応した対策の義務が生じるため工事費用が高額となり、地域での生活に支障が生じてしまいます。

このため、市民の生命、財産及び住み慣れた地域での安定した生活環境を守るため、所管する県において県単独事業による「土砂災害特別警戒区域」内での住宅建替等補助制度の新設を要望します。

(3) 震災復興に関する税制措置（地方分）の配分について

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、個人県民税（均等割）の税率を引き上げています。また、平成23年12月の地方税法改正によって措置された個人県民税（所得割）の退職所得課税の見直しによる税収と合わせ、単年度平均で約29億円の防災施策の財源を見込まれています。

これらの税収については、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに取り組むためのものであり、その趣旨を踏まえ、県全体のバランスとともに、山間部や海岸部、市街地など、県内各地区の特性や防災・災害対策上の課題に応じた事業を実施し、より多くの納税者の安全・安心の確保につながる配分となるべきであると考えます。この財源を生かし、本市に対しましては、土砂災害対策の拡充や河川改修の前倒し、県の防災拠点の強化・充実などの緊急的な対応を重点的に進めていただくよう要望します。

図表1 - 8 本市急傾斜地崩壊危険箇所（例）



【要望の担当】

危機管理局危機管理課長	高梨 邦彦	042-769-8208
-------------	-------	--------------

【教育局】

1 4 教職員定数の改善等【継続】

教育局 行政部 教職員人事課

【要望事項】

- 1 法律の改正による35人以下学級を実現すること。加配定数で対応する場合は必要数を配当すること。また、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」を充実すること。
- 2 適応指導教室のための教職員について、義務標準法に基づく加配定数としてすべての適応教室に措置すること。

【要望の説明】

核家族化、情報化等の進展に伴い、児童生徒が抱える心の問題はますます複雑化・潜在化しています。一方、新学習指導要領の実施による授業時数の増加により、教員が一人ひとりの児童生徒の個別の問題と向き合う時間の確保が困難となっている現状があります。

子どもたち一人ひとりにきめ細かな指導を実現するため、また、時代の進展とともに発生する新たな教育課題に迅速かつ的確に対応するために、教職員定数の改善は必要となっています。

そこで、神奈川県において、少人数指導等における更なる教職員定数の改善について国に働きかけるとともに、改善されるまでの間、県の単独事業として措置されることを要望します。

(1) 一人ひとりの児童生徒と向き合うための教職員定数の改善

教員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境の整備を図られるよう、義務標準法の改正による35人以下学級の実現や、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の充実により、教職員定数を改善することを要望します。

(2) 適応指導教室のための教職員の加配定数措置

増加する不登校の児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、適応指導教室は重要な役割を果たしています。

しかし、本市の適応指導教室における教職員の配置については、現在、市内9か所のうち、1か所のみ、県の単独事業として配置をいただいている状況です。

教職員の配置は、現在地方自治体が独自に措置していることから、義務標準法に基づく加配定数としてすべての適応指導教室に措置することを要望します。

【要望の担当】

教育局学校教育部教職員課長 二宮 昭夫 042-769-8279

【警察本部】

1 5 警察の機能充実【継続】

警察本部 総務部 総務課

【要望事項】

- 1 相模原南警察署について、住民の利便性の向上を図るとともに、警察と連携した効果的な交通・防犯対策等を進めるため、神奈川県高相合同庁舎内へ移転すること。津久井警察署について、必要な防災・防犯機能を発揮するため、移転を含めた整備を進めること。
- 2 市内の地域から交番設置の要望のある22箇所へ交番設置を行うこと。特に、南橋本駅前については、従前から地域全体で切望されており、既に交番用地を確保していることから、早期に設置すること。
- 3 県内3つの指定都市から常時、都道府県公安委員会委員を推薦できるよう、警察法改正に係る早急な国への働きかけを行うこと。

【要望の説明】

(1) 相模原南警察署及び津久井警察署の施設整備について

本市の指定都市移行に伴う区制施行により、南区にある相模原南警察署は市内最大の管轄人口を抱える警察署となっていますが、駐車場が少なく、ロビーも狭いこと、また、立地も南区の北部に位置していることにより、同区の自治会などから、相模大野地域への移転・新設について、大きな期待が寄せられています。

本市としては、同警察署について、南区住民の利便性向上を図るとともに、南区における警察と連携した効果的な交通・防犯対策等を進めるため、南区役所及び南消防署に近接する神奈川県高相合同庁舎内への移転について要望します。

また、津久井警察署については、昭和36年に建設され、県内警察署で2番目に古く、老朽化が進むとともに、地域における必要な防災・防犯機能を発揮するうえで手狭な施設であることから、移転を含めた整備について要望します。

(2) 南橋本駅前交番の新設等について

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であることから、本市でこれまでに各区の自治会等から設置の要望が出された22箇所への設置を要望します。

特に、南橋本駅前への設置については、従前から、夜間帰宅者の不安解消などの理由から地域全体で切望されています。

本市としては、同駅前周辺は、近年の開発を背景にマンションが林立し、著しい人口増加がある一方、夜間は閑散とした住宅街となることなどから、防犯上の懸念があると考えており、駅前広場の整備の際に交番用地を確保しています。

こうしたことから、一刻も早く、同駅前に相模原警察署管轄の交番を設置されるよう要望します。

図表 1 - 9 交番設置要望箇所（22か所）

区名	警察署	要望数	要望地区
緑区	相模原北警察署	2	橋本地区、大島団地
	津久井警察署	2	三ヶ木、藤野駅
中央区	相模原警察署	10	宮下周辺、南橋本駅、宮の上団地、下九沢方面、矢部駅、星が丘地区、淵野辺公園、陽光台、青葉周辺、淵野辺
南区	相模原南警察署	8	鵜野森周辺、大野台、相模大野駅南口、町田駅南口、御園周辺、麻溝台、北里大学、相武台団地
各区合計		22	-

(3) 警察法の改正に係る国への働きかけ

警察法第38条第1項では、都道府県知事の所轄の下に都道府県公安委員会を置くこととなっており、同条第2項において、指定都市を包括する県（指定県）の公安委員会の委員は5人、それ以外の県は3人と定められ、同法第39条で指定県の委員のうち2人は、当該指定都市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したものであること、知事が任命することとされています。平成22年4月に本市が指定都市に移行し、神奈川県は3つの指定都市を包括することになりましたが、警察法は改正されず、警察法施行令の改正により、神奈川県では5人の委員のうち2人の委員について、指定都市の輪番制により推薦することとなりました。

県内人口65%を占めている指定都市の住民意見については、常時、公安委員会の運営に反映させる必要があるものと考えます。

現在の都道府県公安委員会の委員構成のあり方は現状に即していないと考えられることから、県内3つの指定都市から常時、委員が選出される制度となるよう、警察法改正に係る早急な国への働きかけを要望します。

【要望の担当】

市民局生活安全課長	榎本 哲也	042-769-8229
-----------	-------	--------------

16 通学路における安全対策の実施【継続】

警察本部 交通部 交通規制課

【要望事項】

通学路における児童の交通安全を確保するため、平成24年8月に緊急合同点検を実施した箇所のうち、信号機の設置、横断歩道の設置・移設等、安全対策未実施の箇所につきまして、早急な安全対策を実施すること。

【要望の説明】

信号機や横断歩道の設置など、警察の所管となる安全対策については、所轄の警察署で、県警本部への上申の必要性を判断し、県警本部や公安委員会で上申内容の実施可否について判断しています。そのため、安全対策実施の可否及び対策実施に時間を要することから、早急な安全対策の実施及び実施困難な場合の新たな対策案の検討が困難な状況となっております。

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだ中で、文部科学省、警察庁、国土交通省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が示されました。

本市におきましても、当該実施要領に従い、信号機や横断歩道の設置などの安全対策要望箇所について、学校、PTA、警察署、道路管理者などの関係機関と緊急合同点検を平成24年8月に実施し、必要な安全対策を講じてまいりました。

緊急合同点検を実施した箇所のうち、安全対策が必要とした箇所が35か所あり、警察署所管箇所が25か所、道路管理者等の所管箇所が10か所となっております。警察署所管箇所においては9か所の対策が施されましたが、いまだ16か所が未実施であります。

信号機の設置、横断歩道の設置・移設等の安全対策未実施の箇所につきまして、通学路における児童の交通安全を早急に確保する必要があることから、早急な対策実施を要望いたします。

なお、安全対策要望箇所につきましては、すでに、相模原市管内警察署には、要望しております。

図表 1 - 1 0 通学路安全対策要望箇所（平成 2 6 年 4 月 3 0 日現在）

区 名	警察署	要望 箇所数	安全対策 未実施箇所数	学校別安全対策未実施箇所数
緑区	津久井警察署	6	5	川尻小学校(1)、広田小学校(1)、 青根小学校(1)、桂北小学校(1)、 千木良小学校(1)
	相模原北警察署	0	0	
中央区	相模原警察署	12	8	田名小学校(2)、上溝小学校(1)、 淵野辺小学校(2)、光が丘小学校(1)、 横山小学校(1)、田名北小学校(1)
南 区	相模原南警察署	7	3	麻溝小学校(1)、相武台小学校(1)、 鶴園小学校(1)
各警察署所管小計		25	16	
道路管理者等		10	3	大沢小学校(1)、根小屋小学校(1)、 鳥屋小学校(1)
合 計		35	19	

当初、通学路安全対策要望箇所 3 5 件中 1 0 件については、対策実施機関が警察署から道路管理者等に変更となった。

【要望の担当】

教育局教育環境部学務課長 馬場 博文 042-769-8282

平成27年度

県の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727

kikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp